

## 兵庫テロワール旅公式ロゴマーク使用規程

### (趣 旨)

第1条 兵庫テロワール旅（以下、「テロワール旅」という。）の公式ロゴマーク（以下、「ロゴマーク」という。）を使用する場合の取扱いについては、この規程に定めるところによる。

### (ロゴマークの規格)

第2条 ロゴマークの規格は、別紙の「HYOGO TERROIR JOURNEY VI MANUAL」（以下、「マニュアル」という。）によるものとする。

### (ロゴマークの使用承認申請等)

第3条 ロゴマークを使用しようとする者は、公益社団法人ひょうご観光本部（以下「本部」という。）ホームページ上の使用申請フォームに必要事項を入力の上送信し、その承認を受けなければならない。

### (ロゴマークの使用不承認)

第4条 本部は、申請内容が次の各号のいずれかに該当する場合は、その使用を承認しないものとする。

- (1) 法令又は公序良俗に反するおそれがある場合
- (2) 兵庫県のイメージを傷つけ、又は妨げとなるおそれがある場合
- (3) イベント等の内容に占めるテロワール旅の割合が低い場合  
(例：他府県との関連性が強いもの 等)
- (4) 特定の個人、政党若しくは宗教団体を支援し、又は公認しているような誤解を与え、若しくは与えるおそれのある場合
- (5) その他、本部が承認しないことが適切であると判断した場合

### (ロゴマークの使用承認)

第5条 本部は、第3条に定める申請書があった際、ロゴマークを使用しようとする商品又は宣伝広告品（以下、「商品等」という。）の種類、内容等を審査し、適当と認めた場合は、承認するものとする。

### (使用の条件)

第6条 ロゴマークの使用にあたっては、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 許可された使用内容のみに使用すること。
- (2) 「マニュアル」に定められた色、形、書体等を正しく使用すること。
- (3) 事業終了後、当該使用に係る物件の使用品を提出すること。ただし、提出が困難なものにつ

いては、写真等を提出すること。

- (4) 第5条の許可を受けた権利を譲渡又は転貸しないこと。
- (5) 兵庫のイメージを損なう使用、展開又は応用をしないこと。

(承認事項の変更)

第7条 第5条の承認を受けた者は、承認事項の内容を変更する必要があるときは、本部に報告し、その承認を受けなければならない。

2 第3条から前条までの規定は、前項の承認について準用する。

(承認の取消し)

第8条 本部は、第5条の承認を受けた者が承認事項の内容に違反したときは、当該承認を取り消し、使用者に対し、使用物件等の回収等の措置を請求することができる。使用者は、使用許可が取り消された場合、許可取消の日から使用することはできないものとする。

- (1) 使用者がこの規程に違反した場合
- (2) 使用者が第5条の使用許可に付した条件に違反した場合
- (3) 申請書の内容に虚偽のあることが判明した場合
- (4) 第4条各号のいずれかに該当するに至った場合
- (5) その他ロゴマークの使用継続が不相当であると認められた場合

2 本部は、前項の規定による使用許可の取消しにより使用者に生じた損害について、一切の責任を負わないものとする。

3 本部は、使用者にロゴマークの使用状況等について報告させ、又は調査することができるものとする。

(経費等の負担)

第9条 本部は、この規程による使用許可の申請に要した費用及び使用の実施に係る経費又は役務を負担しない。

(損失補償等の責任)

第10条 本部は、ロゴマーク使用に起因する損失補償等について、一切の責任を負わない。

2 使用者は、ロゴマークを使用した商品等の瑕疵により第三者に損害を与えた場合は、これに対し全責任を負い、本部に迷惑を及ぼさないように処理すること。

3 使用者は、ロゴマークの使用に際して故意又は過失により本部に損害を与えた場合は、これによって生じた損害を本部に賠償すること

(情報公開)

第11条 本部は、ロゴマークの使用状況等について、利用促進を図る観点から、情報を公開することができる。

(事務)

第12条 この規程に関する事務は、本部が行う。

(補則)

第13条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

(施行期日)

附則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附則

この規程は、令和4年7月19日から施行する。

附則

この規程は、令和5年10月1日から施行する。